

令和3年第5回教育委員会議事録

令和3年3月24日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年3月24日（水）午後2時00分～午後3時24分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 田 中 哲 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

学 校 整 備 担 当 部 長 中 村 一 郎 中央図書館館長 田 部 井 伸 子
生涯学習担当部長
中央図書館次長

庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 校 整 備 課 長 河 合 義 人
学 校 支 援 課 長

学 校 整 備 担 当 課 長 岡 部 義 雄 生 涯 学 習 推 進 課 長 本 橋 宏 己

濟美教育センター 佐 藤 正 明 濟美教育センター 宮 脇 隆
所 長 統 括 指 導 主 事

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第17号 令和3年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 議案第18号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 教育財産の用途廃止について
- 議案第29号 教育財産の用途変更について
- 議案第30号 杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)の改定について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 中瀬中学校改築基本設計中間まとめについて
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 令和3年度杉並区立学校及び杉並区立子供の園の学期及び休業日について
- (5) さざんかステップアップ教室(宮前教室)の拡充について

目次

議案

議案第17号	令和3年度における杉並区学校教育職員の夏季 休暇の特例に関する規則・・・・・・・・・・	5
議案第18号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正 する規則・・・・・・・・・・	6
議案第19号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改 正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第20号	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	6
議案第21号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規 則・・・・・・・・・・	9
議案第22号	杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除する ことのできる場合の基準に関する規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・	11
議案第23号	杉並区学校教育職員の給与の減額を免除するこ とのできる場合の基準に関する規則の一部を改 正する規則・・・・・・・・・・	11
議案第24号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休 暇等に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第25号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に 関する規則の一部を改正する規則	12
議案第26号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・	14
議案第27号	杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正 する規則・・・・・・・・・・	14
議案第28号	教育財産の用途廃止について	15
議案第29号	教育財産の用途変更について	16
議案第30号	杉並区立学校施設整備計画（第2次改築計画） の改定について	17

報告事項

(1) 学校運営協議会委員の任命について	26
----------------------	----

(2) 中瀬中学校改築基本設計中間まとめについて	27
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	31
(4) 令和3年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について	29
(5) さざんかステップアップ教室（宮前教室）の拡充について	30

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案14件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 では、本日の議事に入ります。まず議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第17号「令和3年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則」を上程いたします。私から説明をさせていただきます。

東京都では、新型コロナウイルス感染症対策及び東京2020大会開催・運営の準備に伴う業務への影響等を踏まえ、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、令和3年度における夏季休暇の取得期間を拡大したところでございます。

このことに伴いまして、区費教員につきましても、都費教員と同様の取扱いにするため、「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」に定める夏季休暇の取得期間につきまして、その特例を定めるものでございます。

それでは、規則の内容についてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました「読替表」をご覧くださいと思います。第32条第1項に規定されている「夏季の期間」につきまして、「7月1日から9月30日まで」としているものを、令和3年度におきましては、「5月1日から11月30日まで」と読み替えるものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。施行期日でございますが、公布の日から施行することとしており、本日の公布を予定してございます。

なお、この議案につきましては、条例の規定に基づき、特別区人事委

員会の承認を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

教育長 これはオリンピックとかコロナ対策でということだと思いますが、実際この夏季休暇というのは大体5日ぐらいあるのではないかと思うのですが、教員の実際の取得率はどの程度なのでしょう。

教育人事企画課長 何か調査をしているわけではございませんが、管理職には必ず取るということを教員に指導させているところでございます。

庶務課長 それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第17号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第17号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、組織機構改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第2、議案第18号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第19号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第20号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、以上3議案を一括して上程させていただきます。

引き続き私から説明をさせていただきます。

これまで取り組んでまいりました、児童・生徒1人1台専用のタブレットパソコンの全校配備が完了し、本格的な運用を開始することなどから、教育委員会事務局及び区立済美教育センターの組織の名称及び分掌事務を改めることといたしました。また、中央図書館の大規模改修が終了したことから、担当係長の分掌事務を改めることといたしました。これらの組織機構改正に伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、規則を改正するものでございます。

初めに、議案第18号につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条の「事務局の組織」及び第5条の「各課、係等の分掌事務」の規定におきまして、庶務課の「学校ICT推進担当係長」の名称を「学校

ICT 担当係長」に改めるなどの改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 19 号につきまして、ご説明申し上げます。同じく議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。第 3 条の規定におきまして、「管理係」、「教育相談担当係長」及び「教育指導係」の分掌事務を改めるものでございます。

続きまして、議案第 20 号につきまして、ご説明申し上げます。こちらも議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。第 3 条の規定におきまして、「施設整備担当係長」の分掌事務を改めるものでございます。

最後に、施行期日でございます。いずれの議案につきましても、令和 3 年 4 月 1 日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

久保田委員 感想を申し上げます。第 18 号議案なのですが、学校 ICT 担当係長、1 つの名称変更ということなのですが、以前の推進担当係長から推進が取れたとはいえ、引き続きこの部署がきちっと位置付けられているというのはとても大事なことだなと思いました。今のご説明にもありましたが、やはり GIGA スクール構想の下で、1 人 1 台専用のタブレットパソコンが今年度実現したということは本当に大きな前進です。しかし今年度に限っては、実態的には配布されたレベルでとどまっているというのも現実です。ということは、この 4 月から本当に 1 人 1 台専用のタブレットパソコンをどう活用していくのかということが、子どもたちはもちろん、教師にとっても大きな課題になると思います。

言ってみれば、令和 3 年度はその第一歩、大事な年になるかと思しますので、引き続き済美教育センターとともに ICT 活用に向けて力を入れていってほしいなと思いました。

1 月末には中央教育審議会の答申報告の中にも、この ICT 活用の重要課題が事細かくびっしりと明記されておりました。まさに国を挙げての大事な教育施策であります。今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

庶務課長 「新旧対照表」にもありますように、庶務課という範囲ですと、整備を重点的にやっていかなければいけない。これまでは、計画や整備

と規定していたのは、3人に1台だったという範ちゅうの下ですけど、これからは2万8,000台という膨大な数を管理していかなければなりません。そういうところを踏まえまして、さらにセキュリティに関すること、また整備及び維持管理というところで、そういったことにもきっちり注力していくことを規則上明記させていただいて、さらに学習の自身については、教員と協力しながら本格実施の一步を踏み出してまいりたいと考えてございます。

折井委員 同じく、ICT担当係長になるということで、推進し続けることに変わりはないけれども、今までですと情報の分野でどう使うか、どのような活用の仕方か、だったと思うのですけれども、各教科で使うというのは本当に大変なことだと思います。済美教育センターのほうでも、去年から今年と、ICTの使用に関する研修に非常に力を入れていると伺いました。きちんと状況を踏まえてそのようにしていただいて、大変うれしなと思います。

使用台数が増えるということで、今ご指摘がありましたけれども、情報セキュリティはやはりとても心配です。大人が使っていても、ウイルスにかかったとか、どんなに優れているウイルスソフトを入れていても、本当に巧妙になってきているので、いろいろな攻撃を受けたりとか、もしくははっきりいろいろなものをダウンロードしたりとか、もろもろトラブルが生じてしまう可能性がぐっと上がりましたので、その辺りについてもここで明記されていること、そして明記されている以上、本当に取組がしっかりと行なわれていくことを希望いたします。

庶務課長 ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、これまでは配備をしていくというところで、配備率というのはどこの自治体でも比較される対象でしたけれども、1人1台となった以上は、これからは活用率ということで、数字だけが正しいわけではないのですが、どう使っていくのかというところが重点になってくると思っています。とりわけ、ご指摘のセキュリティについては、なかなか学校現場から見ると少し窮屈な部分もあるかと思いますが、結果的にはそれが学校を守り、子どもを守ることになるというところも踏まえながら、使い勝手がいいのかというところをしっかりと検討してまいりたいと思っております。

伊井委員 お二人に追加なのですが、アプリをダウンロードしたり

とか、使えるところまで高めていくことは、いろいろとご苦勞があるのかなと思いますので、その辺はお早目にお考えいただけたらいいなということ。あと、保護者の方が、持ち帰るときとかタブレットを入れる袋というのですか、そういったものに関しても大変関心があるようなので、その辺りもちょっとご検討いただけるといいのかなと思います。安全性の問題もそうですし、維持管理というところも、子どもたちと学校とともに考えていきながら、よい使い方ができるといいなと思います。よろしく願いいたします。

庶務課長 ありがとうございます。学校からの行き帰りの入れ物については、皆様でご用意をとということでお願いしていく予定でございます。ただ、実際に持ち帰りが始まって、どのぐらい家で破損というか、損傷があるのかというのは少し様子を見ないと分からないですけれども、状況を見ながら素早く対応ができるよう考えていきたいと思っております。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。まず、議案第 18 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 18 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 19 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 19 号につきましては、議案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 20 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 20 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 5、議案第 21 号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程いたします。引き続き、私からご説明します。

区長の事務部局におきましては、このたび公印規則を改正し、これまで文書管理システム上に設けていた「公印担当者」の位置付けを明確にするほか、公印の事前押印等の手続を改めたところでございます。教育委員会におきましても同様の取扱いとすることから、規則を改正するものでございます。

それでは、規則の内容について、ご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」の1ページをご覧ください。第5条の2の規定を追加しまして、課長である公印管守者の下に公印担当者を置くこと。また、公印担当者は庶務を担当する係長をもって充てるなどを規定してございます。

1枚おめくりいただきまして、第9条の公印の事前押印などの規定におきましては、区長の事務部局と同様の手続とするために、規定の整備を図るものでございます。

最後に規則の附則でございますが、施行期日は令和3年4月1日とし、この規則による改正前の様式による用紙につきましては、修正を加えた上で、なお使用することができる旨を定めてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それではただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

對馬委員 昨今、ニュースでよく印鑑は省略するということが多く出ていますけれども、その辺りの見直しはいかがでしょうか。

庶務課長 全庁的にはいろいろ見直してございまして、教育委員会の中でもそういった見直しは進めていかなければいけないと理解しております。慣習的にやっているもの、押すというのが習慣になっているものもあるかと思えます。そんなところもできるだけ簡素化する方向で整理してまいりたいと思っております。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第21号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、議案第21号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためのサービスの取扱いとして関連がありますので、日程第6、議案第22号「杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第23号「杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、引き続き、私から説明をさせていただきます。

令和3年2月13日に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法」の一部改正法が施行され、感染症にかかっていると疑われる者及び感染症の患者が、都道府県知事から、体温などの健康状態の報告を求められた場合に、これに応じることが義務化されたところでございます。

この法改正に伴いまして、特別区人事委員会が、一般の職員に対して適用される「給与の減額を免除することのできる基準に関する規則」を改正したことから、幼稚園教育職員及び学校教育職員についても、同様の取扱いとするため、規則の改正を行うものでございます。

初めに、議案第22号につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました「別表の改正の概要」をご覧ください。給与の減額を免除することのできる場合の基準を定める別表の第1号の規定におきまして、下線の部分を加えるものでございます。感染症法などによる「感染を防止するための報告」を加えるほか、検疫法による「感染を防止するための報告若しくは協力」を加えるものでございます。

次の議案第23号におきましても、議案第22号と同様の改正を行うものでございます。

最後に附則でございしますが、いずれの議案につきましても、公布の日から施行することとし、一部改正法が施行された令和3年2月13日から適用することとしてございます。なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ているところでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。ご意見よろしいでしょうか。

それでは、議案の採決をよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。議案第 22 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 22 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 23 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 23 号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、会計年度任用講師に関する規定の整備として関連がありますので、日程第 8、議案第 24 号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 9、議案第 25 号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」、以上 2 議案を一括して上程をいたします。引き続き、私からご説明します。

厚生労働大臣が定める「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」等の一部が改正されまして、全ての労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができることとされたところでございます。このことに伴いまして、杉並区会計年度任用講師についても、この省令の趣旨を踏まえ規定を整備するほか、区の会計年度任用職員と同様の取扱いとするため改正するものでございます。

初めに、議案第 24 号につきまして、ご説明をいたします。議案を 2 枚おめくりいただき「新旧対照表」をご覧ください。第 15 条の特別休暇の規定におきまして、勤務時間が 4 時間以上である講師に限り認めている、時間単位での子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の規定を削るほか、その他の規定におきまして、休暇の申請手続を区の会計年度任用職員と同様にするために規定の整備を図るものでございます。

議案を 1 枚お戻りください。施行期日でございますが、令和 3 年 4 月 1 日としてございます。

次に、議案第 25 号につきましてご説明いたします。議案を 2 枚おめく

りいただきまして、「新旧対照表」をご覧ください。第9条の給与の減額免除のほか、記載の各規定におきまして、区の会計年度任用職員と同様にするために規定の整備を図るものでございます。

議案を1枚お戻りください。施行期日でございますが、公布の日から施行することとし、本日の公布を予定しております。

なお、これらの議案につきまして、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

教育長 この議案第24号について、子どもの看護休暇は勤務時間にこだわらず使えるようになるのはとてもいいことだと思います。1日4時間ということは、週当たりで20時間ということですよ。そうすると、ほとんど常勤に近い形で勤務している時間講師でなければ認められなかったものがこういうふうになるというのは、同じ職場で働く中で、状況としては良いと思います。ただ、心配なのは、これをちゃんと周知していかなければいけない。例えば時間講師については、手引きの中にももちろん書かれていると思うのですが、例えば副校長だとか、その辺りがまずこれを理解して、学校というか担当の時間講師に具体的に教えてあげないと、本当は取れたのに知らなかったということが、残念ながら時々あるので、そういったところを学校にしっかり周知していただければと思います。以上です。

教育人事企画課長 ただいまの会計年度任用職員の取扱いなのですから、こちらについては今年度から始まったところもあって、なかなか難しいところもございます。時間講師だけではなくて、特に本区においては区費と都費があって、そこにも若干違いがございます。そういったところも含めて、副校長が大体このあたりの事務を行っておりますので、4月当初の副校長会にて、しっかりと説明していきたいと考えております。

庶務課長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。議案第24号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第 24 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 25 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第 25 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 10、議案第 26 号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。引き続き、私からご説明します。

この規則は、全ての区立小学校及び中学校に学校運営協議会が設置されたことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

「学校評議員」を置くこととする規定を、第 2 章「小学校及び中学校」の規定から削り、第 3 章「特別支援学校」の規定を加えるものでございます。議案の 2 枚目をご覧ください。施行期日でございますが、令和 3 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をよろしくお願いいたします。

教育長 では、採決を行います。議案第 26 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 26 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 11、議案第 27 号「杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。引き続き、私からご説明します。

障害者の観覧料の免除につきまして、これまでも要望を受けてきたところ、障害者福祉の推進に寄与するため、身体障害者手帳等を提示する

者及びその付添者の観覧料を免除できるよう規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。第5条の「観覧料の免除」の規定におきまして、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「愛の手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」及び「医療受給者証」を提示する者、並びに、その付添者の観覧料を免除できる規定を加えるものでございます。

議案の2枚目をご覧ください。施行期日でございますが、令和3年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 こういう形になれば、またいろいろな方に見ていただける、展覧に来ていただけるのかなと思うのですが、施設のほうの整備等々も含めまして、こういう状況になったことをとても喜ばしく思います。今後ともいろいろな方に優しい状況といえますか、そういうものを考えていただけたらいいなと思います。ありがとうございます。

教育長 付添者が無料になるのは、何名までなのですか。例えば、お父さんとお母さんが付き添うことや、おじいちゃんとおばあちゃんも付き添う場合などがあるかと思うのですが、制限はあるのですか。

生涯学習推進課長 特に制限は設けておりません。大体お1人かお2人だと思います。5人とか10人で来られることは多分ないと思います。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第27号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第27号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第12、議案第28号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは議案第28号についてご説明を申し上げます。

社会教育センター、セッション杉並でございますが、こちらのテレビ電波障害防除設備は、当該建物によりテレビの地上アナログ放送の電波障害を受ける周辺的一般家庭等に対し、正しく電波が受信できるようにするため、昭和 63 年に設置したものでございます。このたび、セッション杉並の大規模改修に伴いまして、主管課設置建造物等を解体撤去することになりましたので、3月29日付けで用途を廃止するものでございます。

なお、テレビ電波障害防除設備は、平成 23 年に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行したことで不要なものとなってございます。

最後に今後の予定でございますが、教育委員会で承認いただいた後、用途廃止日をもって速やかに経理課長に引き継ぎます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案の採決を、教育長、お願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 28 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 28 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 13、議案第 29 号「教育財産の用途変更について」を上程いたします。中央図書館館長からご説明申し上げます。

中央図書館館長 私からは議案第 29 号につきまして、ご説明を申し上げます。永福図書館につきましては、令和 3 年 4 月に、永福三丁目の複合施設に移転いたしまして、現施設はセッション杉並の改修期間中の物品等の保管場所として使用するために、教育財産の用途変更を行うものでございます。表の 4 行目をご覧くださいと思います。変更前の用途が図書館、右側の変更後の用途が倉庫材料置場等でございます。変更年月日は令和 3 年 4 月 1 日でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

折井委員 単なる興味からお伺いしたいのですけれども、こちらの図書館

の建物の中に入れるという形なのですよね。図書館の外とか、壊して上に置くとかではなくて、図書館の建物を使っていろいろな資材を置くということですね。

中央図書館館長 そのとおりでございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 29 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 29 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 14、議案第 30 号「杉並区立学校施設整備計画（第 2 次改築計画）の改定について」を上程いたします。学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 私からは、議案第 30 号につきましてご説明をさせていただきます。議案の 1 ページをおめくりいただければと思います。

これまで、小中学校につきましては、平成 26 年に決めました、「杉並区立小中学校老朽改築計画」、これは第 1 次改築計画と呼んでおりますけれども、これを策定いたしまして、計画的に改築を進めてきたところでございます。しかし、この間、国が策定した「インフラ長寿命化計画」におきまして、学校施設をこれまでの改築を中心とするものから長寿命化改修に、基本的な考え方を転換いたしました。その上で、各自治体に対しましては、令和 2 年度中に個別施設ごとの長寿命化計画の策定を求めているところでございます。また、区としても、施設白書ですとか、施設再編整備計画などでも、今後の区立施設の長寿命化の考え方を整理してきたところでございます。

こうした状況を踏まえまして、個別施設ごとの長寿命化計画を兼ね備えた形で、これまでの「杉並区立小中学校老朽改築計画」（第 1 次改築計画）を「杉並区立学校施設整備計画」（第 2 次改築計画）という形で改定することとしたものでございます。

計画の位置付けにつきましては、先ほどもご説明しましたとおり、上位計画として、「杉並区立施設長寿命化方針」というものを定めまして、その下に、一般施設などとともに、この学校施設も位置付ける形で、

今回策定していくということでございます。

2番「計画期間」につきましては、令和3年度から令和13年度までということとしております。第1次改築計画の終期は令和3年度でございますけれども、今回、国からの求めなどもございまして、本計画の始期につきましては、令和3年度からとなります。また、現在策定中の基本構想・教育ビジョンが令和4年度を始期として、おおむね10年間の期間を想定していることから、終期につきましては、令和13年度としております。学校施設の目指すべき姿につきましては、記載の5点、将来を見据えた教育環境の確保ということで記載をしてあります。

続いて、裏面に参ります。4番の主な改定の内容ということで、ここで3点記載をしております。

1点目は、「学校施設の標準規模」ということで、この間、学校施設が肥大化している課題がありましたので、現在使わなくなっているパソコンルームなどにつきましては、スリム化などを図りました。ただ、今、地域に開かれた学校ということで、やはり必要な施設・諸室については整備しなければいけないということで、これらのことを様々精査いたしまして、今回の計画では小学校を約7,200㎡、中学校につきましては7,500㎡を標準規模としてございます。

それから、2点目は「改築、改修（長寿命化）の基本的考え方」ということで、これまでの第1次改築計画につきましては、築50年から60年で計画的に改築としておりましたけれども、今回の計画では、長寿命化が期待できる施設につきましては80年という形にいたしまして、築後20年ごとに定期的な改修を行うことで、改築時期を80年程度まで延ばせるようにしていこうということで、今回改定の考え方として定めております。その長寿命化を図る施設、それと改築を行う施設というところの判別につきましては、下の※印にもありますように、建物の耐久性やコンクリートの圧縮強度等を要素といたしました長寿命化の判定フローに基づいて、その分類について定めてございます。

3点目といたしましては、「改築・改修候補校の選定」ということで、この判定フローを基に、こちらは別紙の計画の31ページのところにございますとおり、改築候補校といたしまして21校。それから、改修候補校といたしまして25校、記載しております。ただ、具体的に各校の改築・改修の時期につきましては、今後策定する実行計画等の中で決めていき

たいと考えております。

それから、5番といたしまして、「第2次改築計画の継続的運用に向けた取組」ということで、この計画を運用していくためには、施設の基本情報等、情報を一元管理いたしまして、計画的な保全を図るとともに、学校と連携しながら施設の劣化状況などもきちんと把握し、今後策定される新たな実行計画との整合性を図っていくほか、事業の進捗状況に基づいて、適切な期間内にきちんとフォローアップなどを行いながら、計画を見直し、更新を図っていきたいと考えております。詳細につきましては別紙に記載をしております。

今後のスケジュールにつきましては、次回の令和3年6月の第2回区議会定例会の文教委員会に報告ということで予定しております。

私からの説明は以上です。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

久保田委員 この改築・改修等については、やはり子どもたちとか保護者、学校関係者にとって、物すごく大きな関心事というか、大きなことだと改めて思っています。従来ならば50年から60年と言われていたのが、80年ということで長寿命化という構想の下で新たな計画が出てきたということではあります。今回ここにもある改築の候補校とか、改修の候補校とか、それを決めていく根拠というか理由を明らかにしていくことがとても大事になってくるかなど、当たり前なことなのですが、今、思っているところです。

今のご提案の中にも、耐久性やコンクリートの圧縮強度等を、これはいわば検査をするということだと思っておりますが、いつ、あるいは何年目なのかとか、その辺がどのような見通しの中でこれから行われていくのか、その辺が分かりましたら教えていただければと思います。

学校整備担当課長 それでは、せっかくですので別紙の資料の27ページを見ていただきたいと思います。先ほども説明で出てきた、長寿命化の判定フロー、こういう手順で長寿命化の建物と改築の建物を判定していますよというところなのですが。耐震基準、どういう耐震性を持っているかということで、いわゆる耐震補強をする必要がある旧耐震基準の建物と、新しい耐震基準の建物。大きな流れは2つあります。新耐震基準の建物については、昭和56年以降の建物ですので、比較的新しくて、

そちらについては全て長寿命化と。旧耐震のところについては、先ほどお話があったとおり、コンクリートの圧縮強度とか、コンクリートの中性化。コンクリートはアルカリ性の性質があるのですけれども、それが中性化していきます。

そうしたコンクリートの強度が十分でなかったり、中性化が進行していると、長寿命化にはふさわしくないので、改築のほうに分類していくわけですけど。これはいつするかというか、もう実際はしてしまして、旧耐震の建物も全て耐震診断を行っております。その際に、コンクリートの圧縮強度についても、中性化についても全て調査済み。その調査に基づいて、このフローに従って分類されたものが改築、あるいは長寿命化というふうになるわけです。

物理的な仕分けは今のよう仕分けで、もう1つどういうふうを選んでかという根拠みたいなところでいうと、31ページになるのですが、「改築校・改修校選定の考え方」という点線の四角で囲った枠があるのですが、この中に今の分類に従って、その中で築年数が古いものとか、あるいは当面は想定されてないのですが、杉並区立小中学校の新しい学校づくり推進基本方針。例えば、どこかで単学級で適正規模を大幅に下回るようなところ、そういうものが発生すれば、そういう機会に改築するという条件を示して、そういうものは改築しますよと。また、中段より下のところに改修校があって、改修については、築年数で20年目、40年目、60年目、そういった節目のところ、老朽化した、あるいは劣化したところをしっかりと補修して長寿命化にするという流れです。

教育長 学校の標準パッケージというのが18,19ページ辺りにつけられていますが、先ほどご説明のあったコンピュータ室というのが、ちょうどタブレットが入ったというので、別にコンピュータ室でコンピュータやらなくても良いのではないかと考えるわけですね。あと、今後、例えばプールをどうするのか、ということも考えていく必要があるのではないかと思います。聞くところによると、プールをもう標準装備にしないところが出てきたという話を伺っています。プールの稼働率から考えたら確かにそうだし、ただ、もし作るとしたら、例えば杉十小のようなプールだったら1年間稼働するわけだし、この辺りというのは、コストとかいろいろなことを考えて検討していかなければいけないと考えています。

あと、つい1日か2日くらい前にも国がパッケージを出していました。教室は8掛けの8が標準なのだけど、そこには全部押し込むと1メートル間が取れないから、廊下を開放型にして、杉並区の学校でいうと、高二小とか杉十小のような、いわゆる昔のオープンスペースですね。オープンな教室を作っていくことを考えていくようなことを出したと思うのですよ。あの辺りとの整合性を何か考えられていることはあるのでしょうか。

学校整備担当課長 既存の学校が片廊下の、いわゆるハモニカ型の教室の並びを持っている学校が、小学校の場合は、大体5,600㎡ぐらいで、中学校の場合は6,000㎡近いです。改築すると、それが7,000㎡をはるかに超え、8,000㎡ぐらいになると。今お話があった高二小だとか杉十小は、大きなオープンスペースを持っているのですが、直近のところでは、桃二小とかは、多目的に使える2教室続きの部屋は設けているのですが、杉十小のような廊下との仕切り壁がないオープンなところは、少し方向転換しているのです。文科省のほうで、そういう見通しがあるという情報を見ているところなのですが、やはりその全体の規模と、そういった機能、あるいは今のコロナウイルスの関係で、空気の循環をよくというところで間仕切り壁がないほうがいい。ICTもそうですし、環境衛生もそうですけど、そういった新しいところにも配慮しつつ、全体の規模もちょうど良いところで抑えているという、非常に難しい判断というか、計画が今後求められてくるのかなと。ちょっとまとまりのない話になってしまって申し訳ありませんが、そのような形です。

教育長 答えにくいことを聞いてしまってごめんなさい。そんなことを急に言われたって困るよというのが正直なところだと思うのです。ありがとうございました。

折井委員 杉一小の改築が延びたときに初めて伺って、もう古いよ、もうきれいにしませんかと正直思った記憶があって。やはり区としては決められたお金の中、そしてかなりの数の学校を抱えている杉並区が、たくさん学校をどうにか回しながらやっていく、そして仮設を建てるのか建てないのか、設計1つとっても、近隣の方々にご理解を得るのも本当に大変という中で、改築というのがとても大変なことは本当に理解いたします。一方で、住民だとか保護者側からすると新しいところ、環境のいいところ、そういった学習環境のいい、きれいなところで勉強したい

なという気持ちもあり、本当に難しい問題だなと思います。

長寿命化、それをするために、いろいろな検査をしていただいて、大丈夫なところを選んでというところはよく分かりました。例えば、29ページの施設整備の水準等というところで、改修が20年目、60年目の中規模修繕というところがあって、40年目の長寿命化改修とあって、こういうので、20年の後は60年なのだとちょっとびっくりしたのですけれども、これが前提として、例えば壁が剥げてしまっているとか、あまりにちょっとここはというところは、20年と60年の間に何か修繕はするのでしょうか。それをまずお伺いしたいのですが。

学校整備担当課長 この20年の次が60年ではなくて、20年の次は、その下の40年目があって、60年に行くと。この表をもう少し見やすくしたのが22ページ。22ページの表を見ていただくと、22ページの一番下のところに、建物を建てて機能劣化だとか、竣工したところからもう既に老朽化が始まるわけですけど、20年目で建物の外壁だとか、屋上の防水とか、そういうところの化粧直しなどを行います。40年目のところでは、竣工して40年もたつと、先ほどの、例えば新しい教育内容だとか、教育形態に適応させるような機能向上みたいなのところがあれば、そういうところをやっていきます。当然、この40年目のときも、同じように外壁改修したりとか、設備が古くなったところは直します。60年目のときも、40年目のような大掛かりなところはしませんけれども、劣化したところは改修して機能を回復させるというところで、大体20年ごとのスパンで手を入れていって、老朽化・劣化の対策は施していく。そういう考えです。

折井委員 ありがとうございます。ちょうど、我が家が今、リフォームしなければという、築11年、12年みたいなのところで。屋上の防水がどうなのという話をちょうどしていたので。家は10年とかでこんなに傷むのだということが、自分の中で意識としてあったので、20年ごとというのがなかなか随分と長い期間なのだなという印象がありまして、これは本当に希望で、可能だったらということになるかと思うのですけれども、学校ごとで、その時々でちょっと故障するとか、ここはちょっと傷んでいるのだというところを少しずつでも手当てしていただけるといいなと思います。よろしく願いいたします。

学校整備課長 20年、40年、60年というところでやるのですけれども、

当然そこに満たない故障とか、劣化とかそういうところがあったときにはまた、学校からご相談などを受けながら、その辺りの対応をしていきたいと考えております。

伊井委員 まず、この資料がすごく詳細に作ってあって、私たちはこれを拝見できるので、どういう事情でこういうことになるかというのがすごくよく分かるなと思っています。行き届いた資料だなと思っています、学校ごとに一覧表になっているし、例えば新しくなっていると思われている荻窪小もいつの間にか10年目でびっくりしたのですけど。そういう学校はやはりクラス数もかなり増えているし、子どもたちも増えているなという印象がどうしてもあるような表もここについている。すごく現状を把握して、この資料を見る方はご理解いただけるのかなと思うのです。

一般的というか、よく聞くことですが、次はどこを改築するのかという保護者や地域の方々がいらっしゃいますよね。そういう意味で学校は開かれた場所であるからこそ、防災的な期待度も高いところであるからこそ、また学校の支援というものを地域のいろいろな人といろいろな形でいい関わり合いができていの中で、そういった学校の在り方だけではなくて、建物そのものに対する期待がすごく高まるというか、日常からあるのだなと思っていますのですね。専門家の方々を含めまして、このように取り組んでいらっしゃることを、区民の方々にどう分かっていただくかという辺りは、すごく大事なことだと思うのです。

この事情はすごくよく分かるし、たくさんの配慮をされているということが、私もこういう立場に置かせていただいて、区の方々からたくさんのお話を伺い、どれだけ苦労されているか、どれだけ配慮していただいているかということを理解できるところでお話を聞けるのでありがたいなと思っておりますが、一般的に保護者の方々であったり、地域の方々であったりというのは、イメージの中で生活されているので、やはり不動産屋さんなんか、例えば天沼小学校の辺りの方に聞いたのですけど、天沼小の近くですよということが不動産が売れることのプラスになっていくということで宣伝材料に使えるということもあったのですね。だから、そういった校舎に対する、大切に使いこうということで、1回建てたものをこういう事情でこういうふうに見直しながら子どもたちの教育の場だけではなくて、地域の方々にとっての大事な場でもあると思

うので。防災ということを考えてら本当に機能が高まっていると思いますし、そのための施設であったり、防災倉庫であったりというのはとても充実させていっていただいていると思うので、その辺り、学校と連携をとってという文章がありましたけども、そこもよく学校の話聞いていただいて、一般的に区民の方々にも理解いただきながら、より良い形にしていただけたらと思います。

その時々で建てた施工会社とか、そのときに調達できた物資だったり、材料だったり、そういうことも今後はいろいろな形で影響をしてくると思うのです。たまたま早く建てたところとか、後から建てたけど、思わぬ事情で何か起きるということは、今後あると思いますし、立地条件で難しい立地に建てているものは、やはり傷みも早かったり、歪みが出たり、この間の地震はびっくりしましたけど、ああいったことでどういう影響が出るかというのも分からないので、やはり調べる年数が長くなればなるほど、すごく区の方々のご苦勞も増えるとは思いますが、区民の方々の声に耳を傾けていただきながら進めていただければいいのかなと思います。何より居心地のいい子どもたちの居場所として考えていただけたらいいかなと思います。

1つ、今、換気のことをすごく心配ではないですか。美容師さんがやはり換気のためにずっと開けているのですよ、扉を。そうするとエアコンがすごく早く壊れてしまって、その維持管理費というか、取付けに思わぬ費用がかかったということを書いてらっしゃって。今、開けながらエアコンをつけてらっしゃいますよね。だから、そういうことで思わぬ何か起こるかもしれないし、またそれに対応していかれるのは本当にご苦勞かと思いますが、これも子どもたち、また地域の方々のために、学校の位置付けのために、ご尽力いただけたらありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

折井委員 伊井委員がお話しされたように、情報の開示をして、不公平だという気持ち起きないような何らかの手当てをしていただければいいなと思います。意外と昔からいる方が、私の近くの学校のほうが早く建てたのに、別の学校が先に改築されて、こちらは改築されないというのは何か意味があるのではないかという、全くもって誤解のはずなのですけれども、誤解が生じてしまうと、後々、実際改築になったときも少しわだかまりが生じた状態でのやり取りがスタートになってしまうと、

とても大変なことになるかなと思いますので、可能な範囲で情報の開示をしていただいて、きちんとした調査と理由をもってこの順番ですというのを、私たち区民が分かるようにしていただけると、いろいろなことがスムーズに進むのかなと思います。

学校整備課長 ありがとうございます。ここの計画の中にも記載しましたとおり、これから具体的な個々の何年という計画につきましても、また実行計画等の中で定めていきたいと思いますので、その中でも説明できるような形でと考えております。

對馬委員 十数年前に、天沼小学校の統合改築のときの会議のメンバーだったのですけれども、9ページのところに、児童・生徒数・学級数推移と推計というのがありまして、これと同じようなものをそのときの会議で見ました。多分このグラフと全然違うものだったと思います。どんどんどんどん減っていくという予定だったのですけれども。多分待機児童をゼロにした政策なんかが非常に大きくて、小さい子のいらっしゃるご家庭が引っ越してきてくださったりして、どんどん子どもが増えていったということもあると思います。だから、つくづく私は最近、学校はやはり生き物なのだなと思っています。

その1つ前のページでも、新しく改築した学校の当時の学級数と設計したときの学級数、今の学級数の違いなんかが出ていまして、これは非常に分かりやすい資料だと思うのですが、学校がきれいになるから人が集まってくるのもあるのですが、やはり全体の流れみたいなものも非常に大きく影響していると思うので、やはりその時々で役所は精いっぱいのことをやるしかないのかなと思っています。世の中の流れによって変わっていくことはある程度致し方ないことなので、きちんと説明して、皆様のご理解を得ながらやっていくしかないのかなと思います。

地域住民は、自分の子どもが行く学校、あるいは自分の近所にある学校のことしか見えていないので、周りの学校がどんなに古いとか、どんな順番を待たなければいけないかなんてことはあまり考えていなくて、自分のところの学校がやはり一番いい学校であってほしいと思っていますので、その辺のお気持ちをよく考えながら、十分に説明をしながら順番に少しずつだと思うのですがすけれども、よりよい学校づくりをしていただければと。やはり入れものも大事ですけれども、入れものは安全であることが第一で、ある程度快適に過ごせるのであれば、入れも

のよりも私はやはり、教職員はじめ、みんなでソフト面でいい学校にしていくことがとても大事なことなのかなと思っていますので、いろいろなところに配慮しながらこれからも少しずつ、安全安心な学校を作っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 それでは、教育長、議案の採決をお願いします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 30 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 30 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして、報告事項の聴取を行います。先ほど会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、報告事項 1 番、2 番、4 番、5 番については事務局よりご説明いただき、報告事項 3 番については配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 特にご意見ないようですので、報告事項 1 番、2 番、4 番、5 番については事務局より説明を受け、報告事項 3 番については配布資料をもって代えることといたします。事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく、学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。今回任命されますのは、小中合わせて 31 校、計 154 名となっており、そのうち新しく委員になられた方は、前回の教育委員会におきまして、学校運営協議会の新設をお認めいただきました、杉並第七小学校の委員 11 名を含みまして、計 58 名となっております。また、今回新規の方のうち、公募の方について、新たに 21 名任命しております。各委員の区分、委員経験等につきましては記載のとおりでございます。任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がご

ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 1 番についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、報告事項 2 番「中瀬中学校改築基本設計中間まとめについて」、学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 続きまして私から、「中瀬中学校改築基本設計中間まとめについて」ご報告をいたします。中瀬中学校の改築につきましては、昨年 7 月から開催してまいりました中瀬中学校校舎改築検討懇談会での意見交換などを踏まえまして、今回、改築基本設計の中間のまとめを作成いたしましたのでご報告をさせていただきます。

まず、改築の規模につきましては、別紙の中間のまとめの 8 ページをご覧くださいと思います。計画条件、生徒数・学級数の推移というところがございます。令和 2 年現在、生徒数 423 名、12 学級というところがございますが、今後の学級数の推移、将来推計等を踏まえまして、中学校につきましては各学年 5 クラス分ということで 15 学級。少人数教室なども含めて、最大 18 学級まで対応ができるとしてございます。延べ面積につきましては、現在のところですが、約 8,300 m²ということで想定しております。

次に、改築基本方針につきましては、別紙の 9 ページ。改築基本方針全体像が載ったところだと思えます。こちらにつきましても、改築の懇談会の中で、3 つのビジョンと 7 つの目標、その 7 つの目標の下で、それぞれ取り組む内容について決めさせていただきました。ビジョンにつきましても、記載の 3 点を挙げさせていただきます。

続きまして、校舎配置の方針でございます。次の 10 ページをご覧ください。上のほうに小さく、現在の中瀬中学校の配置が左側にありまして、それから A、B、C、D ということで、東西南北に校舎を配置した場合ということで図を示しております。今現在、この学校については北側に校舎があって、南側が校庭という典型的な形の配置になっているのですが、この間、建築基準法の改正などもろもろありまして、北側への日陰などの影響などもあることから、ここの A にありますように、同じような形で北側に建てようとするのと、今までのように、この細長い片廊下の形で 4 階建てという形の建物が建たないものですから、どうしても校庭のほうに校舎がせり出す形となり、校庭面積が非常に狭く、細長く

なってしまうという形になりますので、今と同じ条件で建てることはできません。

それらを踏まえまして、これら4案の配置案について、懇談会委員の皆様と比較検討を行いました。校舎の環境、それから校庭、今、お話ししましたような環境、それから周りの、北側、東側、西側は住宅地になっておりますので、そこの影響などそれらを考慮いたしまして、校舎を西側、校庭を東側とする、この表ですとBの形を今後目指すべき案ということといたしました。

次に、概要の資料の2番、「改築基本設計策定に向けた取組」ということで、第6回までの懇談会で、校舎配置の方針等について案を作りまして、3月1日に行いました第7回懇談会で報告し、意見交換をした上で、中間まとめを作成させていただきました。こちらにつきましては、「中瀬中学校校舎改築ニュース」を通じて周知を図るとともに、3月から4月にかけて、保護者・地域住民の方を対象といたしました説明会を開催したいと考えております。これらの意見、懇談会でのさらなる議論なども踏まえまして、今年の7月頃を目途に基本設計を最終的に作成したいと考えております。

今後のスケジュールについては記載のとおりでございますけれども、当初、本当は4月から改築の懇談会を始めて1年間かけてやる予定だったのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大等でスタートが遅れまして7月からということになっておりまして、今ちょうど中間が終わったところで、来年度の6月から7月ぐらいいまでかけて最終的に懇談会を行って、基本設計を策定するというところで予定しております。

なお、先ほどお話ししました地域住民向けの説明会について、明日3月25日の夕方に中瀬中学校の体育館で説明会を行います。保護者向けにつきましては、4月半ばの保護者会の中で説明をさせていただきます。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

對馬委員 たまたま先週くらいに中瀬中にお邪魔して、校長先生ともお話しする時間があったのですが、とても期待をして、楽しみにしていらっしやる感じがありましたが、来年度、新入生が5クラスになるということで、改築があるのにいっぱい来てくれてという、ありがたいのだけ

れども、どうしようという声を聞きました。やはり学校は常にそこに通っている子たちがいるわけで、これから改築中もそういうことがあると思います。十分に配慮して、ぜひいい学校を作っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

伊井委員 B案の校庭の広さなのですけれども、一番北側のところまで校庭になると考えてよろしいのでしょうか。

学校整備課長 そうですね、北側まで校庭になります。ただ、北側の方々へのお宅の影響を少しでも小さくという、ちょっと細くはなっているのですけれども、倉庫とかそういうのは北側に並べるような形でというのはまだ設計の途中ですけれども、そのようなことは今、考えております。

伊井委員 B案を進めるところの中に、ラーニングセンターということが書いてありますけれども、私が忘れてしまっているのだと思うのですが、ラーニングセンターはどういったところのことを言うのでしょうか。

学校整備課長 図書室とかそういうものがあるところです。

伊井委員 まだこの段階か分からないですけど、パソコン室というのも入っているのですか。

学校整備課長 パソコン室はないです。

伊井委員 分かりました。斜めになっている土地なので、本当に難しくて、いろいろ大変だと思いますけれども、今、すごく生徒さんも活気のある学校になっているので、部活動も書いてあるように本当に活発ですし、すばらしい校舎が建つといいなと思います。よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項4番「令和3年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括主導主事（宮脇） 私からは、「令和3年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」ご報告いたします。令和3年度の杉並区立学校及び子供園の教育課程届につきましては、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」及び「杉並区立子供園の管理運営に関する規則」に基づき、3月末日までに教育委員会へ届出を行うことになっております。これまで、2月の学校との相談を経て、3月に届けの受付を行ったところです。学校及び子供園における学期及び休業日については、

杉並区立学校及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認めるときは変更することが認められております。

初めに、学期についてでございますが、令和3年度は全ての学校・子供園において、3学期制として実施いたします。

次に、休業日の変更についてですが、休業日を変更するのは、子供園6園、小学校28校、中学校13校でございます。内容については記載のとおりでございます。変更する主な理由といたしましては、子どもたちの活動の時間を増やすため、地域の行事等へ参加するためなどが挙げられております。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番については以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項5番「さざんかステップアップ教室（宮前教室）の拡充について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私からは、「さざんかステップアップ教室（宮前教室）の拡充について」ご報告させていただきます。

現在、不登校児童・生徒の学びの保障や、相談や居場所づくりといった不登校支援を行うさざんかステップ教室を区内に4カ所設置しております。昨年度の不登校児童・生徒数は、小学生が約200名、中学生が約350名に上り、5年連続で増加傾向にございます。現在のさざんかステップアップ教室のうち、天沼教室、和田教室、宮前教室の3教室は中学生対象、荻窪教室は小学生対象となっており、教室全体の登録数は105名。小学生が21名、中学生が84名という状況でございます。そこで令和3年度から、宮前教室での小学生（5、6年生）の受入れを始めることで、小学生を対象としたさざんかステップアップ教室の受入れを拡充させていただきますので、ご報告させていただきます。

まず、宮前教室を拡充する理由といたしましては、不登校児童・生徒の増加に対応するため、小学生対象のさざんかステップアップ教室を1カ所から2カ所に増やす必要が出てきたこと、また、宮前教室は学習指導だけでなく、相談や居場所機能が充実しているため、小学生の支援にも対応しやすいこと、そして、宮前教室は施設の規模がほかと比べて大

きく、小学生の受入れが可能だったことなどでございます。

事業の実施方法といたしましては、時間割を変更して小学生対象のプログラムを設けるなどして、小学生が通いやすくしてまいります。

最後に、対象者、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

伊井委員 私、ここが開設するときに伺ったのですけれども、確かにおっしゃるように、小学生にも居場所としていいのかなという施設だったように記憶しております。職員の方は、小と中でそれぞれに対応していただくような形になるのでしょうか。

済美教育センター所長 宮前教室につきましては、プログラム自体に特色があり、時間割を例えばフリータイム、マイプラン、プログラムという形で行っているのです。つまり、その子に応じた指導が常に展開されているということが特徴でございます。ですので、中学生を対象とした支援、また、小学生を対象とした部分、特に先ほど申し上げたように、小学生を対象としたプログラムを時間割の中に設けますので、そういったことで受入れを拡充してまいります。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

折井委員 授業の実施方法というところで、小学生も通える日を設けるとありますけれども、これは例えば、月曜日と水曜日は小学生も来られるよといった曜日固定で、週のうちの数日ということなんでしょうか。

済美教育センター所長 基本的に毎日通えるようにはしております。ただ、小学生向けのプログラムとして、特別に何曜日という形で用意をして、それ以外のときには希望があれば自由に参加できる、そんな形になっております。

庶務課長 よろしいでしょうか。それでは、報告事項5番については、以上とさせていただきます。

申し上げましたように、報告事項3番の説明につきましては、配布させていただいた資料をもって代えさせていただきたいと思っております。

以上で、報告事項の聴取は終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたし

ました。庶務課長、連絡事項がありましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会については、4月14日水曜日、午後2時からを予定しております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。